

Q. 農商工連携ファンド？

A. 新商品・サービス、新たな生産方法・販売方法の開発を支援する補助事業です。

令和元年12月9日→令和2年1月31日

わかやま農商工連携ファンド事業

令和2年度 募集案内（令和2年度の募集は今回のみです）

事務局：公益財団法人わかやま産業振興財団

令和2年度 わかやま農商工連携ファンド事業 募集案内

01 / 補助対象事業

県内に事業所を有する中小企業者等と県内で生産活動を行っている農林漁業者との連携による、新商品や新サービスの開発事業及び新たな生産方法や新たな販売方法の開発事業

02 / 対象事業者

中小企業者等と農林漁業者の連携体。

(1) 中小企業者等

県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する方

①中小企業者（農林漁業者を除く。）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項

②特定非営利活動法人(NPO法人) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項

③上記の資格を有する者によるグループ（農林漁業者を除く。）

(2) 農林漁業者

県内で生産活動を行っている、**農林漁業者**。中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第2項

03 / 助成額・助成率

50万円以上300万円以内 / 助成対象経費の3分の2以内

04 / 助成対象経費

- ①委員、講師、調査研究員等の外部専門家に対する謝金及び旅費
- ②会場借上料、会場整備費、印刷製本費、通信運搬費、集計・分析費、調査・開発研究費、広告宣伝費、消耗品費、機械装置・工具器具費（試作・研究に係る）等の経費
- ③調査研究、開発研究等の委託費

05 / 申請書類

- ①事業計画書一式
- ②収支予算書一式（助成対象経費の見積書等の写し※1件あたり50万円以上のもの）
- ③関係書類一式（全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項全部証明書）、及び定款の写し、最近2か年の決算書類の写し、和歌山県税の納税証明書）

06 / 審査等

審査会での審査結果〔選定基準：①新規性・革新性、②市場性・優位性、③実現性、④経営体制・連携体の連携度、⑤地域への貢献度〕をもとに、和歌山県知事の承認を受け、助成金の交付の可否及び助成額を決定します。

07 / 助成期間

交付決定日（令和2年4月上旬予定）から令和3年2月末まで

※但し、2年間に要する事業は、承認を得た場合、令和4年2月末まで

お問い合わせ先

公益財団法人わかやま産業振興財団 経営支援部 産業支援班 担当：岩崎、小原

TEL：073-432-3412 / E-mail：shinsan@yarukiouendan.jp / URL：http://yarukiouendan.or.jp/